

本人通知制度をご存じですか？

～戸籍や住民票などの不正取得を防ぎます～

事前に登録が
必要です

本人通知制度とは？

市町村が戸籍謄本や住民票の写しなどを、本人以外の方（本人の代理人や第三者）に交付した場合に、通知を希望する本人に対して交付したことをお知らせする制度です。登録者には、本人以外の方への交付があった場合に通知が行われるため、不正取得の早期発見につながります。

※交付請求者の詳細は明らかにできません。

▶通知の対象となる証明書

- ・住民票の写し ・住民票記載事項証明書
- ・戸籍の謄本または抄本
- ・戸籍記載事項証明書
- ・戸籍の附票の写し

※それぞれの除票または除籍などを含みます。

▶通知の対象となる請求

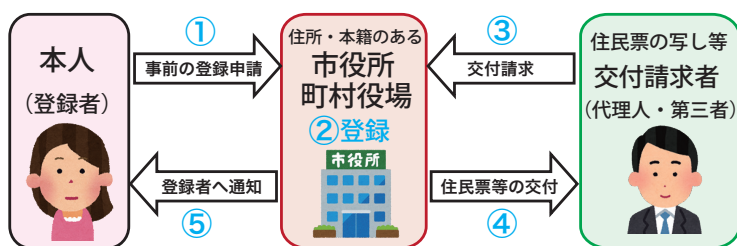
- ・委任状による代理人請求
- ・第三者からの請求

※第三者からの請求については、通知の対象とならない場合があります。詳しくは、申請時にご確認ください。

▶登録できる方 本市に住民登録や本籍がある方（過去にあった方も含む）

▶登録方法 本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証など）を持参のうえ、 本人が㊫市民課または㊬暮らしの窓口課で申請してください。

本人通知制度の流れ（イメージ図）



◆問い合わせ＝㊫市民課(内線 1130)・㊬暮らしの窓口課(内線 8033)

地域活動通信

vol.22

地域づくりから住みよいまちへ



水海道手の会

水海道手の会とは？

水海道手の会は、常総市社会福祉協議会主催の手話講座の受講者9人により1985年に設立された、長い歴史を持つ手話ボランティア団体です。家族・友人などとのコミュニケーションツールとして、手話表現を学んでいます。

地域貢献活動について

子どもたちが手話に触れるきっかけづくりとして、市内の小・中学校で手話の体験学習を行っています。また、社会福祉協議会での行事で手話に触れる機会も設けています。手話が常総市に溶け込み、会員のように“聴覚障がい者へ「おつかれさまでした」と伝えたとこ、とても喜んでもらえた”という交流・成功体験を1人でも多くの人にしてもらえることを目指してこの活動を行っています。

目指すまちのすがた

気軽に楽しく解りやすく学び続けていくことを大切に、幼少期から手話に興味を持ってもらい、障がいへの理解や手話は聞こえないことを補う手段という理解を促進していきます。また、障がいの有無に関わらず、互いに支えあうことができる地域を目指してこれからも活動していきます。

団体概要

団体名：水海道手の会
代表者名：染谷
活動日：毎月第2・4木曜日
(月2回) 10～12時

水海道手の会会員が着ているTシャツ。
親指、人差し指、小指の3指を立てて
「I LOVE YOU」を表しています。



◆問い合わせ＝㊫市民と共に考える課(内線1712)